

奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計委託業務 プロポーザル評価委員会設置要綱

令和2年5月14日規程第22号

(設置)

第1条 奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計業務に係る契約の相手方の候補者を奈井江町プロポーザル方式等による事業者選定実施要綱（令和2年規程第20号）第8条第1項に基づき、プロポーザル方式により選定するため、町長は奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計委託業務プロポーザル評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、奈井江町役場庁舎建設基本・実施設計委託業務プロポーザル実施要領に基づき、技術提案書の内容について審査し、最優秀者及び優秀者を選定するものとする。

2 委員会委員長は、前項の審査結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は委員10人以下をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。ただし、プロポーザルに参加する者と利害関係があると認められる者は委員になることができない。

(1)まちづくり町民委員会委員

(2)役場庁舎整備検討委員会委員

(3)町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条第2項の報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長には、委員長があたる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

5 委員会の会議は非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員は、業務上知り得た秘密（町又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、庁舎建設推進室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 この要綱は第2条第2項の規定による報告の日をもってその効力を失う。